

別紙

感染症法（平成10年法律第114号）

（目的）

第1条

この法律は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関し必要な措置を定めることにより、感染症の発生を予防し、及びそのまん延の防止を図り、もって公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的とする。

（定義等）

第6条

この法律において「感染症」とは、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症をいう。

（中略）

17 この法律において「病原体等」とは、感染症の病原体及び毒素をいう。

（中略）

19 この法律において「特定病原体等」とは、一種病原体等、二種病原体等、三種病原体等及び四種病原体等をいう。

20 この法律において「一種病原体等」とは、次に掲げる病原体等（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条第一項、第二十三条の二の五第一項若しくは第二十三条の二十五第一項の規定による承認又は同法第二十三条の二の二十三第一項の規定による認証を受けた医薬品又は再生医療等製品に含有されるものその他これに準ずる病原体等（以下「医薬品等」という。）であつて、人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が指定するものを除く。）をいう。

- 一 アレナウイルス属ガナリトウイルス、サビアウイルス、フニンウイルス、マ
チュポウイルス及びラッサウイルス
- 二 エボラウイルス属アイボリーコーストエボラウイルス、ザイールウイルス、
スーダンエボラウイルス及びレストンエボラウイルス
- 三 オルソポックスウイルス属バリオラウイルス（別名痘そうウイルス）
- 四 ナイロウイルス属クリミア・コンゴヘモラジックフィーバーウイルス（別名
クリミア・コンゴ出血熱ウイルス）
- 五 マールブルグウイルス属レイクビクトリアマールブルグウイルス
- 六 前各号に掲げるもののほか、前各号に掲げるものと同程度に病原性を有し、
国民の生命及び健康に極めて重大な影響を与えるおそれがある病原体等として
政令で定めるもの

21 この法律において「二種病原体等」とは、次に掲げる病原体等（医薬品等であつて、人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が指定するものを除く。）をいう。

- 一 エルシニア属ペスティス（別名ペスト菌）
- 二 クロストリジウム属ボツリヌム（別名ボツリヌス菌）
- 三 ベータコロナウイルス属SARSコロナウイルス
- 四 バシラス属アントラシス（別名炭疽菌）
- 五 フランシセラ属ツラレンシス種（別名野兎病菌）亜種ツラレンシス及びホル
アークティカ
- 六 ボツリヌス毒素（人工合成毒素であつて、その構造式がボツリヌス毒素の構
造式と同一であるものを含む。）
- 七 前各号に掲げるもののほか、前各号に掲げるものと同程度に病原性を有し、
国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある病原体等として政令で
定めるもの

22 この法律において「三種病原体等」とは、次に掲げる病原体等（医薬品等で

あって、人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が指定するものを除く。)をいう。

一 コクシエラ属バーネッティイ

二 マイコバクテリウム属ツベルクローシス（別名結核菌）（イソニコチン酸ヒドラジド、リファンピシンその他結核の治療に使用される薬剤として政令で定めるものに対し耐性を有するものに限る。）

三 リッサウイルス属レイビーズウイルス（別名狂犬病ウイルス）

四 前三号に掲げるもののほか、前三号に掲げるものと同程度に病原性を有し、国民の生命及び健康に影響を与えるおそれがある病原体等として政令で定めるもの

23 この法律において「四種病原体等」とは、次に掲げる病原体等（医薬品等であって、人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が指定するものを除く。）をいう。

一 インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス（血清亜型が政令で定めるものであるもの（新型インフルエンザ等感染症の病原体を除く。）又は新型インフルエンザ等感染症の病原体に限る。）

二 エシェリヒア属コリー（別名大腸菌）（腸管出血性大腸菌に限る。）

三 エンテロウイルス属ポリオウイルス

四 クリプトスポリジウム属パルバム（遺伝子型が一型又は二型であるものに限る。）

五 サルモネラ属エンテリカ（血清亜型がタイフィ又はパラタイフィAであるものに限る。）

六 志賀毒素（人工合成毒素であって、その構造式が志賀毒素の構造式と同一であるものを含む。）

七 シゲラ属（別名赤痢菌）ソンネイ、デイゼンテリエ、フレキシネリー及びボイデイ

- 八 ビブリオ属コレラ（別名コレラ菌）（血清型が〇ー又は〇ー三九であるものに限る。）
- 九 フラビウイルス属イエローフィーバーウイルス（別名黄熱ウイルス）
- 十 マイコバクテリウム属ツベルクロシス（前項第二号に掲げる病原体を除く。）
- 十一 前各号に掲げるもののほか、前各号に掲げるものと同程度に病原性を有し、国民の健康に影響を与えるおそれがある病原体等として政令で定めるもの

（一種病原体等の所持の禁止）

第56条の3

何人も、一種病原体等を所持してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 特定一種病原体等所持者が、試験研究が必要な一種病原体等として政令で定めるもの（以下「特定一種病原体等」という。）を、厚生労働大臣が指定する施設における試験研究のために所持する場合
 - 二 第五十六条の二十二第一項の規定により一種病原体等の滅菌若しくは無害化（以下「滅菌等」という。）をし、又は譲渡しをしなければならない者（以下「一種滅菌譲渡義務者」という。）が、厚生労働省令で定めるところにより、滅菌等又は譲渡し（以下「滅菌譲渡」という。）をするまでの間一種病原体等を所持する場合
 - 三 前二号に規定する者から運搬を委託された者が、その委託に係る一種病原体等を当該運搬のために所持する場合
 - 四 前三号に規定する者の従業者が、その職務上一種病原体等を所持する場合
- 2 前項第一号の特定一種病原体等所持者とは、国又は独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）その他の政令で定める法人であつて特定一種病原体等の種類ごとに当該特定

一種病原体等を適切に所持できるものとして厚生労働大臣が指定した者をいう。

(一種病原体等の輸入の禁止)

第56条の4

何人も、一種病原体等を輸入してはならない。ただし、特定一種病原体等所持者（前条第二項に規定する特定一種病原体等所持者をいう。以下同じ。）が、特定一種病原体等であって外国から調達する必要があるものとして厚生労働大臣が指定するものを輸入する場合は、この限りでない。

(一種病原体等の譲渡し及び譲受けの禁止)

第56条の5

何人も、一種病原体等を譲渡し、又は譲り受けてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 特定一種病原体等所持者が、特定一種病原体等を、厚生労働大臣の承認を得て、他の特定一種病原体等所持者に譲渡し、又は他の特定一種病原体等所持者若しくは一種滅菌譲渡義務者から譲り受ける場合
- 二 一種滅菌譲渡義務者が、特定一種病原体等を、厚生労働省令で定めるところにより、特定一種病原体等所持者に譲り渡す場合

(二種病原体等の所持の許可)

第56条の6

二種病原体等を所持しようとする者は、政令で定めるところにより、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 第五十六条の二十二第一項の規定により二種病原体等の滅菌譲渡をしなければならない者（以下「二種滅菌譲渡義務者」という。）が、厚生労働省令で定めるところにより、滅菌譲渡をするまでの間二種病原体等を所持しようとする

場合

二 この項本文の許可を受けた者（以下「二種病原体等許可所持者」という。）

又は二種滅菌譲渡義務者から運搬を委託された者が、その委託に係る二種病原体等を当該運搬のために所持しようとする場合

三 二種病原体等許可所持者又は前二号に規定する者の従業者が、その職務上二種病原体等を所持しようとする場合

2 前項本文の許可を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 二種病原体等の種類（毒素にあっては、種類及び数量）

三 所持の目的及び方法

四 二種病原体等の保管、使用及び滅菌等をする施設（以下「二種病原体等取扱施設」という。）の位置、構造及び設備

（三種病原体等の所持の届出）

第56条の16

三種病原体等を所持する者は、政令で定めるところにより、当該三種病原体等の所持の開始の日から七日以内に、当該三種病原体等の種類その他厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 病院若しくは診療所又は病原体等の検査を行っている機関が、業務に伴い三種病原体等を所持することとなった場合において、厚生労働省令で定めるところにより、滅菌譲渡をするまでの間三種病原体等を所持するとき。

二 三種病原体等を所持する者から運搬を委託された者が、その委託に係る三種病原体等を当該運搬のために所持する場合

三 三種病原体等を所持する者の従業者が、その職務上三種病原体等を所持する

場合

2 前項本文の規定による届出をした三種病原体等を所持する者は、その届出に係る事項を変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、変更の日から七日以内に、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。その届出に係る三種病原体等を所持しないこととなったときも、同様とする。

(感染症発生予防規程の作成等)

第56条の18

特定一種病原体等所持者及び二種病原体等許可所持者は、当該病原体等による感染症の発生を予防し、及びそのまん延を防止するため、厚生労働省令で定めるところにより、当該病原体等の所持を開始する前に、感染症発生予防規程を作成し、厚生労働大臣に届け出なければならない。

2 特定一種病原体等所持者及び二種病原体等許可所持者は、感染症発生予防規程を変更したときは、変更の日から三十日以内に、厚生労働大臣に届け出なければならない。

(病原体等取扱主任者の選任等)

第56条の19

特定一種病原体等所持者及び二種病原体等許可所持者は、当該病原体等による感染症の発生の予防及びまん延の防止について監督を行わせるため、当該病原体等の取扱いの知識経験に関する要件として厚生労働省令で定めるものを備える者のうちから、病原体等取扱主任者を選任しなければならない。

2 特定一種病原体等所持者及び二種病原体等許可所持者は、病原体等取扱主任者を選任したときは、厚生労働省令で定めるところにより、選任した日から三十日以内に、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

(病原体等取扱主任者の責務等)

第56条の20

病原体等取扱主任者は、誠実にその職務を遂行しなければならない。

2 特定一種病原体等の保管、使用及び滅菌等をする施設（以下「一種病原体等取扱施設」という。）又は二種病原体等取扱施設に立ち入る者は、病原体等取扱主任者がこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは感染症発生予防規程の実施を確保するためにする指示に従わなければならない。

3 特定一種病原体等所持者及び二種病原体等許可所持者は、当該病原体等による感染症の発生の予防及びまん延の防止に関し、病原体等取扱主任者の意見を尊重しなければならない。

(教育訓練)

第56条の21

特定一種病原体等所持者及び二種病原体等許可所持者は、一種病原体等取扱施設又は二種病原体等取扱施設に立ち入る者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、感染症発生予防規程の周知を図るほか、当該病原体等による感染症の発生を予防し、及びそのまん延を防止するために必要な教育及び訓練を施さなければならない。

(記帳義務)

第56条の23

特定一種病原体等所持者、二種病原体等許可所持者及び三種病原体等を所持する者（第五十六条の十六第一項第三号に規定する従業者を除く。以下「三種病原体等所持者」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、帳簿を備え、当該病原体等の保管、使用及び滅菌等に関する事項その他当該病原体等による感染症の発

生の予防及びまん延の防止に関し必要な事項を記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、厚生労働省令で定めるところにより、保存しなければならない。

(施設の基準)

第56条の24

特定一種病原体等所持者、二種病原体等許可所持者、三種病原体等所持者及び四種病原体等を所持する者（四種病原体等を所持する者の従業者であつて、その職務上当該四種病原体等を所持するものを除く。以下「四種病原体等所持者」という。）は、その特定病原体等の保管、使用又は滅菌等をする施設の位置、構造及び設備を厚生労働省令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

(保管等の基準)

第56条の25

特定一種病原体等所持者及び二種病原体等許可所持者並びにこれらの者から運搬を委託された者、三種病原体等所持者並びに四種病原体等所持者（以下「特定病原体等所持者」という。）は、特定病原体等の保管、使用、運搬（船舶又は航空機による運搬を除く。次条第四項を除き、以下同じ。）又は滅菌等をする場合においては、厚生労働省令で定める技術上の基準に従つて特定病原体等による感染症の発生の予防及びまん延の防止のために必要な措置を講じなければならない。

(適用除外)

第56条の26

前三条及び第五十六条の三十二の規定は、第五十六条の十六第一項第一号に掲げる場合には、適用しない。

2 第五十六条の二十三、第五十六条の二十四及び第五十六条の三十二第一項の規

定は、第五十六条の十六第一項第二号に掲げる場合には、適用しない。

3 前二条及び第五十六条の三十二の規定は、病院若しくは診療所又は病原体等の検査を行っている機関が、業務に伴い四種病原体等を所持することとなった場合において、厚生労働省令で定めるところにより、滅菌譲渡をするまでの間四種病原体等を所持するときは、適用しない。

4 第五十六条の二十四及び第五十六条の三十二第一項の規定は、四種病原体等所持者から運搬を委託された者が、その委託に係る四種病原体等を当該運搬のために所持する場合には、適用しない。

(運搬の届出等)

第56条の27

特定一種病原体等所持者、一種滅菌譲渡義務者、二種病原体等許可所持者及び二種滅菌譲渡義務者並びにこれらの者から運搬を委託された者並びに三種病原体等所持者は、その一種病原体等、二種病原体等又は三種病原体等を事業所の外において運搬する場合（船舶又は航空機により運搬する場合を除く。）においては、国家公安委員会規則で定めるところにより、その旨を都道府県公安委員会に届け出て、届出を証明する文書（以下「運搬証明書」という。）の交付を受けなければならない。

2 都道府県公安委員会は、前項の規定による届出があった場合において、その運搬する一種病原体等、二種病原体等又は三種病原体等について盗取、所在不明その他の事故の発生を防止するため必要があると認めるときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、運搬の日時、経路その他国家公安委員会規則で定める事項について、必要な指示をすることができる。

3 都道府県公安委員会は、前項の指示をしたときは、その指示の内容を運搬証明書に記載しなければならない。

4 第一項に規定する場合において、運搬証明書の交付を受けたときは、特定一種病原体等所持者、一種滅菌譲渡義務者、二種病原体等許可所持者及び二種滅菌譲渡

義務者並びにこれらの者から運搬を委託された者並びに三種病原体等所持者は、当該運搬証明書を携帯し、かつ、当該運搬証明書に記載された内容に従って運搬しなければならない。

5 警察官は、自動車又は軽車両により運搬される一種病原体等、二種病原体等又は三種病原体等について盗取、所在不明その他の事故の発生を防止するため、特に必要があると認めるときは、当該自動車又は軽車両を停止させ、これらを運搬する者に対し、運搬証明書の提示を求め、若しくは、国家公安委員会規則で定めるところにより、運搬証明書記載された内容に従って運搬しているかどうかについて検査し、又は当該病原体等について盗取、所在不明その他の事故の発生を防止するため、第一項、第二項及び前項の規定の実施に必要な限度で経路の変更その他の適当な措置を講ずることを命ずることができる。

6 前項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

7 運搬証明書の書換え、再交付及び不要となった場合における返納並びに運搬が二以上の都道府県にわたることとなる場合における第一項の届出、第二項の指示並びに運搬証明書の交付、書換え、再交付及び返納に関し必要な都道府県公安委員会の間の連絡については、政令で定める。

(事故届)

第56条の28

特定病原体等所持者、一種滅菌譲渡義務者及び二種滅菌譲渡義務者は、その所持する特定病原体等について盗取、所在不明その他の事故が生じたときは、遅滞なく、その旨を警察官又は海上保安官に届け出なければならない。

(災害時の応急措置)

第56条の29

特定病原体等所持者、一種滅菌譲渡義務者及び二種滅菌譲渡義務者は、その所持

する特定病原体等に関し、地震、火災その他の災害が起こったことにより、当該特定病原体等による感染症が発生し、若しくはまん延した場合又は当該特定病原体等による感染症が発生し、若しくはまん延するおそれがある場合においては、直ちに、厚生労働省令で定めるところにより、応急の措置を講じなければならない。

2 前項の事態を発見した者は、直ちに、その旨を警察官又は海上保安官に通報しなければならない。

3 特定病原体等所持者、一種滅菌譲渡義務者及び二種滅菌譲渡義務者は、第一項の事態が生じた場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

感染症法施行令（平成10年政令第420号）

（一種病原体）

第1条の3

法第六条第二十項第六号の政令で定める病原体等は、次に掲げるものとする。

- 一 アレナウイルス属チャパレウイルス
- 二 エボラウイルス属ブンディブギョエボラウイルス

（特定一種病原体等）

第15条

法第五十六条の三第一項第一号に規定する政令で定める一種病原体等は、次に掲げるものとする。

- 一 アレナウイルス属ガナリトウイルス、サビアウイルス、チャパレウイルス、フニンウイルス、マチュポウイルス及びラッサウイルス
- 二 エボラウイルス属アイボリーコーストエボラウイルス、ザイールウイルス、スーダンエボラウイルス、ブンディブギョエボラウイルス及びレストンエボラ

ウイルス

- 三 ナイロウイルス属クリミア・コンゴヘモラジックフィーバーウイルス（別名
クリミア・コンゴ出血熱ウイルス）
- 四 マールブルグウイルス属レイクビクトリアマールブルグウイルス

（運搬証明書の書換え）

第21条

運搬証明書の交付を受けた者は、当該運搬証明書の記載事項に変更を生じたときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、遅滞なく、交付を受けた都道府県公安委員会に届け出て、その書換えを受けなければならない。

感染症法施行規則（平成10年厚生省令第99号）

（感染症発生予防規程）

第31条の21

法第五十六条の十八第一項の規定による感染症発生予防規程は、次の事項について定めるものとする。

- 一 病原体等取扱主任者その他の病原体等の取扱い及び管理に従事する者に関する職務並びに組織に関すること。
- 二 病原体等の取扱いに従事する者であって、管理区域に立ち入るものの制限に関すること。
- 三 管理区域の設定並びに管理区域の内部において感染症の発生を予防し、及びそのまん延を防止するために講ずる措置に関すること。
- 四 一種病原体等取扱施設又は二種病原体等取扱施設の維持及び管理に関すること。
- 五 病原体等の保管、使用、運搬及び滅菌譲渡に関すること。

- 六 病原体等の受入れ、払出し及び移動の制限に関する事。
 - 七 病原体等による感染症の発生を予防し、並びにそのまん延を防止するために必要な教育及び訓練に関する事。
 - 八 病原体等にばく露した者又はばく露したおそれのある者に対する保健上の必要な措置に関する事。
 - 九 法第五十六条の二十三の規定による記帳及び保存に関する事。
 - 十 病原体等の取扱いに係る情報の管理に関する事。
 - 十一 病原体等の盗取、所在不明その他の事故が生じたときの措置に関する事。
 - 十二 災害時の応急措置に関する事。
 - 十三 その他病原体等による感染症の発生の予防及びまん延の防止に関し必要な事項
- 2 法第五十六条の十八第一項の規定による届出は、別記様式第十五により行うものとする。
 - 3 法第五十六条の十八第二項の規定による届出は、別記様式第十六により、変更後の感染症発生予防規程を添えて行わなければならない。

(病原体等取扱主任者の要件)

第31条の22

法第五十六条の十九第一項の病原体等取扱主任者は、次に掲げる者であつて、病原体等の取扱いに関する十分の知識経験を有するものでなければならない。

- 一 医師
- 二 獣医師
- 三 歯科医師
- 四 薬剤師
- 五 臨床検査技師
- 六 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学において生物学若

しくは農学の課程若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）又は同法第百四条第七項第二号に規定する大学若しくは大学院に相当する教育を行う課程が置かれる教育施設において生物学若しくは農学の課程若しくはこれらに相当する課程を修めて同号に規定する課程を修了した者

（病原体等取扱主任者の選任等の届出）

第31条の23

法第五十六条の十九第二項の規定による病原体等取扱主任者の選任及び解任の届出は、別記様式第十七により行うものとする。

（教育訓練）

第31条の24

法第五十六条の二十一の規定による教育及び訓練は、管理区域に立ち入る者及び取扱等業務に従事する者に対し、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- 一 病原体等業務従事者に対する教育及び訓練は、初めて管理区域に立ち入る前及び管理区域に立ち入った後にあつては、一年を超えない期間ごとに行うこと。
- 二 取扱等業務に従事する者であつて管理区域に立ち入らないものに対する教育及び訓練は、取扱等業務を開始する前及び取扱等業務を開始した後にあつては、一年を超えない期間ごとに行うこと。
- 三 前二号に規定する者に対する教育及び訓練は、次に定める項目（前号に規定する者にあつては、イに掲げるものを除く。）について施すこと。
 - イ 病原体等の性質
 - ロ 病原体等の管理
 - ハ 病原体等による感染症の発生の予防及びまん延の防止に関する法令
 - ニ 感染症発生予防規程

四 第一号及び第二号に規定する者以外の者に対する教育及び訓練は、当該者が立ち入る一種病原体等取扱施設又は二種病原体等取扱施設において病原体等による感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な事項について施すこと。

2 前項の規定にかかわらず、同項第三号又は第四号に掲げる項目又は事項の全部又は一部に関し十分な知識及び技能を有していると認められる者に対しては、当該項目又は事項についての教育及び訓練を省略することができる。

(一種病原体等取扱施設の基準)

第31条の27

法第五十六条の二十四の厚生労働省令で定める技術上の基準のうち、一種病原体等取扱施設に係るものは、次のとおりとする。

- 一 当該施設は地崩れ及び浸水のおそれの少ない場所に設けること。
- 二 当該施設が建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物又は同条第4号に規定する居室である場合には、その主要構造部等（同条第5号には規定する主要構造部並びに当該施設を区画する壁及び柱をいう。以下同じ。）を耐火構造（同条第7号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。）とし、又は不燃材料（同条第9号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。）で造ること。
- 三 当該施設は、国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準（平成6年建設省告示第2379号）に従い、又は当該基準の例により、地震に対する安全性の確保が図られていること。
- 四 当該施設には、管理区域を設定すること。
- 五 特定一種病原体等の保管庫は、実験室の内部に設け、かぎその他の閉鎖のための設備又は器具を設けること。
- 六 特定一種病原体等の使用をする施設の設備は、次のとおりとすること。

- イ 実験室の内部の壁、床、天井その他病原体等によって汚染されるおそれのある部分は、耐水性及び気密性があり、その表面は消毒及び洗浄が容易な構造であること。
- ロ 実験室に通話装置（実験室の内部と外部の間において通話することができるものとする。以下同じ。）又は警報装置を備えていること。
- ハ 実験室の内部を観察することができる窓を設ける等外部から実験室の内部の状態を把握することができる措置が講じられていること。
- ニ 監視カメラその他の実験室の内部を常時監視するための装置を備えていること。
- ホ 実験室の内部に、高圧蒸気滅菌装置に直結している高度安全キャビネット（防護服を着用する実験室にあつては、安全キャビネット）を備えていること。
- ヘ 実験室には、次に定めるところにより、専用の前室及びシャワー室を附置すること。
 - （1） 通常前室を通じてのみ実験室に出入りできる構造のものとし、かつ、当該前室の出入口が屋外に直接面していないものであること。
 - （2） 防護服を着用する実験室に附置するシャワー室にあつては、防護服の消毒及び洗浄を行うための装置を備えていること。
 - （3） 各室の出入口にインターロックを設けること。
- ト 実験室には、次に定めるところにより、専用の給気設備、排気設備及び排水設備を設けること。
 - （1） 管理区域内に、実験室に近接して設けること。
 - （2） 給気設備は、実験室への給気が、ヘパフィルターを通じてなされる構造であること。防護服を着用する実験室に設ける給気設備にあつては、防護服に給気するための装置を備えていること。
 - （3） 排気設備は、実験室からの排気が、二以上のヘパフィルターを通じて

なされる構造であること。

(4) 排気設備は、空気が実験室の出入口から実験室の内部へ流れていくものであり、かつ、実験室及び実験室以外の施設の内部の場所に再循環されない構造であること。

(5) 排気設備は、排気口以外から気体が漏れにくいものであり、かつ、腐食しにくい材料を用いること。

(6) 排水設備は、実験室からの特定一種病原体等に汚染された排水の排出が、高圧蒸気滅菌装置及び化学滅菌装置を通じてなされる構造であること。

(7) 給気設備、排気設備及び排水設備の扉等外部に通ずる部分については、かぎその他閉鎖のための設備又は器具を設けること。

(8) 給気設備、排気設備及び排水設備は、稼働状況の確認のための装置を備えていること。

チ 実験室には、かぎその他閉鎖のための設備又は器具を設けること。

リ 動物に対して特定一種病原体等の使用した場合には、飼育設備は、実験室の内部に設けること。

七 特定一種病原体等の滅菌等設備は、実験室の内部と外部の両面に扉がある高圧蒸気滅菌装置を備えていること。

八 非常用予備電源設備及び予備の排気設備を設けること。

九 管理区域の内部に、実験室及び管理区域の監視をする室を、実験室に隣接して設けること。

十 事業所の境界には、さくその他の人がみだりに立ち入らないようにするための施設を設けること。

十一 当該施設の出入口及び当該出入口から実験室の出入口までの間の場所に、それぞれ施設その他の通行制限のための措置が講じられていること。

十二 当該設備は、次に定めるところにより、その機能の維持がなされること。

イ 一年に一回以上定期的に点検し、前各号の基準に適合するように維持されるものであること。

ロ ヘパフィルターを交換する場合には、滅菌等をしてからこれを行うこと。

(一種病原体等の保管、使用及び滅菌等の基準)

第31条の31

法第五十六条の二十五に規定する厚生労働省令で定める技術上の基準のうち、一種病原体等の保管に係るものは、次のとおりとする。

- 一 一種病原体等の保管は、密封できる容器に入れ、かつ、保管庫において行うこと。
- 二 保管庫は、一種病原体等の保管中確実に施錠する等、一種病原体等をみだりに持ち出すことのできないようにするための措置を講ずること。
- 三 保管庫から一種病原体等の出し入れをする場合には、二人以上によって行うこと。

2 法第五十六条の二十五に規定する厚生労働省令で定める技術上の基準のうち、一種病原体等の使用に係るものは、次のとおりとする。

- 一 一種病原体等の使用は、実験室の内部に備えられた高度安全キャビネットにおいて行うこと。ただし、防護服を着用する場合にあっては、安全キャビネットにおいて行うこと。
- 二 一種病原体等の使用は、二人以上によって行うこと。
- 三 実験室での飲食、喫煙及び化粧を禁止すること。
- 四 実験室においては、防御具を着用して作業すること。防護服を着用する場合にあっては、着用前に、異常の有無を確認すること。
- 五 実験室から退出するときは、防御具又は防護服の表面の病原体等による汚染の除去（防護服を着用する場合にあっては、消毒剤による除去）をすること。
- 六 排気並びに一種病原体等によって汚染されたおそれのある排水及び物品は、

実験室から持ち出す場合には、すべて滅菌等を行うこと。

七 動物に対して一種病原体等の使用をした場合には、当該動物を実験室からみだりに持ち出さないこと。

八 飼育設備には、当該動物の逸走を防止するために必要な措置を講ずること。

九 実験室の出入口には、厚生労働大臣が定める標識を付すること。

十 管理区域には、人がみだりに立ち入らないような措置を講じ、病原体等業務従事者以外の者が立ち入るときは、病原体等業務従事者の指示に従わせること。

3 法第五十六条の二十五に規定する厚生労働省令で定める技術上の基準のうち、一種病原体等の滅菌等に係るものは、次のとおりとする。

一 摂氏121度以上で15分以上若しくはこれと同等以上の効果を有する条件で高圧蒸気滅菌を行う方法又はこれと同等以上の効果を有する方法で滅菌等を行うこと。

二 排水は、摂氏121度以上で15分以上又はこれと同等以上の効果を有する条件で高圧蒸気滅菌をし、かつ、有効塩素濃度 0.01パーセント以上の次亜塩素酸ナトリウム水による1時間以上の浸漬を行う方法又はこれと同等以上の効果を有する方法で滅菌等を行うこと。

官公庁施設の建設等に関する法律（昭和26年法律第181号）

（国家機関の建築物に関する勧告等）

第13条 国土交通大臣は、国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造並びに保全について基準を定め、その実施に関し関係国家機関に対して、勧告することができる。

（略）

国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準

（建設省告示第2379号）

官公庁施設の建設等に関する法律（昭和26年法律第181号）第13条第1項の規定に基づき、国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準を次のように定める。

第一 趣旨

国家機関の建築物及びその附帯施設（以下「官庁施設」という。）の位置、規模及び構造については、官公庁施設の建設等に関する法律その他の官庁施設の位置、規模及び構造に関する法律並びにこれらに基づく命令及び条例に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

第四 構造に関する基準

官庁施設の構造は、当該官庁施設において行われる事務及び事業に応じて、地域性、機能性、経済性及び環境保全の各観点から次に定める事項を総合的に勘案して決定されているものとする。また、その構造に応じた当該官庁施設の使用の条件及び方法が定められているものとする。

（中略）

2 地震に対する安全性の確保を図るため、官庁施設の構造は、前項に定める事項のほか、次に定める事項を勘案して決定されているものとする。

一 基本事項

構造体、建築非構造部材（屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものをいう。以下同じ。）及び建築設備については、官庁施設が有する機能、地震により被害を受けた場合の社会的影響及び立地する地域的条件を考慮した官庁施設の重要度に応じて、それぞれ次号から第4号までに規定する極めて稀に発生する地震動（以下「大地震動」という。）に対する耐震性能の目標の達成が図られたものであること。

二 構造体の耐震性能

イ 構造体の耐震性能の目標は、別表に掲げる官庁施設の種類に応じて次によるものとする。

- (1) 別表（一）から（三）、（五）及び（十）に掲げる官庁施設については、大地震動後、構造体に修繕を必要とする損傷が生じないものであること。ただし、建築基準法施行令第八十二条の三に規定する構造計算により安全さを確かめる場合においては、同条第二号に規定する式で計算した数値に1.5を乗じて得た数値を各階の必要保有水平耐力とすること。

（中略）

三 建築非構造部材の耐震性能

イ 建築非構造部材の耐震性能の目標は、別表に掲げる官庁施設の種類に応じて次によるものとする。

- (1) 別表（一）から（七）、（十）及び（十一）に掲げる官庁施設については、大地震動後、建築非構造部材が、災害応急対策若しくは危険物の管理への支障となる損傷又は移動しないものであること。ただし、災害応急対策を行う拠点となる室、これらの室の機能を確保するために必要な室及び通路等並びに危険物を貯蔵又は使用する室（(2)においてこれらを総称して「特定室等」という。）以外の室等内に面する部分におけるものについては、この限りではない。

（中略）

四 建築設備の耐震性能

イ 建築設備の耐震性能の目標は、別表に掲げる官庁施設の種類に応じて次によるものとする。

- (1) 別表（一）から（六）、（十）及び（十一）に掲げる官庁施設については、大地震動後、設備機器、配管等の損傷又は移動による被害が拡大

しないものであるとともに、必要な建築設備の機能を直ちに発揮し、かつ、相当期間維持することができるものであること。また、必要な建築設備の機能についての信頼性の向上が図られたものであること。

別表（種類）

（中略）

- （十） 放射性物質若しくは病原菌類を貯蔵又は使用する施設及びこれらに関する試験研究施設として使用する官庁施設

警察法（昭和29年法律第162号）

（任務及び所掌事務）

第5条

（中略）

4 国家公安委員会は、第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務について、警察庁を管理する。

（中略）

二十七 前各号に掲げるもののほか、他の法律（これに基づく命令を含む。）の規定に基づき警察庁の権限に属させられた事務

警察法施行令（昭和29年政令第151号）

（国家公安委員会規則等への委任）

第13条

国家公安委員会が法第五条第四項の規定による管理に係る事務又は同条第五項若しくは第六項の事務を行うために必要な手続その他の事項については、国家公安委

員会規則で定める。

届出対象病原体等の運搬の届出等に関する規則

(平成19年国家公安委員会規則第5号)

(届出の手續)

第1条

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第五十六条の二十七第一項の規定による一種病原体等、二種病原体等又は三種病原体等（以下「届出対象病原体等」という。）の運搬の届出をして、運搬証明書の交付を受けようとする者は、別記様式第一の運搬届出書一通を当該運搬の経路である区域を管轄する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に提出しなければならない。

2 前項の届出に係る運搬が二以上の都道府県にわたることとなる場合には、当該届出対象病原体等の出発地を管轄する公安委員会（以下「出発地公安委員会」という。）以外の公安委員会に対する同項の運搬届出書の提出は、出発地公安委員会を経由してしなければならない。

3 第一項の運搬届出書の提出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日（急を要するやむを得ない理由があると当該公安委員会が認めた場合には、その認めた日）までにしなければならない。

一 当該届出に係る運搬が一の公安委員会の管轄する区域内においてのみ行われる場合 当該運搬の開始日の一週間前の日

二 前号の場合以外の場合 当該運搬の開始日の二週間前の日